

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**

＜総合的な福祉サービスの提供のイメージ＞



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせ、**合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。**

＜福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス（例）＞

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援（A型、B型）、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

① 兼務可能な人員

・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等: 指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例①

通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例

例① 通所介護(高齢者等)＋生活介護(障害者)＋放課後等デイサービス(障害児)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護、放課後等デイサービスは、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能	○ 生活介護、放課後等デイサービスは、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護、放課後等デイサービス】(通所介護、認知症対応型通所介護の必要人員)	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護、放課後等デイサービス】(通所介護、認知症対応型通所介護の必要設備)

例② 通所介護(高齢者等)＋生活介護(障害者)＋小規模保育事業(B型)(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 管理者、嘱託医、調理員：兼務可能	○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 非常災害に際して必要な設備：別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、医務室、調理室、便所、非常災害に際して必要な設備：各サービスの利用者・従業者が利用可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】(通所介護の必要人員) 【小規模保育事業】<u>家庭的保育者、嘱託医、調理員</u>	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護】(通所介護の必要設備) 【小規模保育事業】<u>乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消火用具、非常口</u>その他非常災害に必要な設備

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例②

例③ 通所介護(高齢者等)＋生活介護(障害者)＋地域子育て支援拠点事業(児童)＋利用者支援事業(基本型)(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能	○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 食堂・機能訓練室と適当な設備：別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、適当な設備、非常災害に際して必要な設備：各サービスの利用者・従業者が利用可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】(通所介護の必要人員) 【地域子育て支援拠点事業】子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 【利用者支援事業】利用者支援専門員	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】(通所介護の必要設備) 【地域子育て支援拠点事業】<u>適当な設備</u>、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等 【利用者支援事業】<u>適当な設備</u>

例④ 小規模多機能型居宅介護(高齢者等)＋生活介護(障害者)＋一時預かり事業(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能	○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 居間及び食堂、浴室、非常発生時に対する非常設備：一時預かり事業の利用者・従業者が利用可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【小規模多機能型居宅介護】<u>管理者</u>、代表者、小規模多機能型居宅介護従業者、計画作成担当者 【生活介護】(小規模多機能型居宅介護の必要人員) 【一時預かり事業】保育従事者	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【小規模多機能型居宅介護】<u>居間及び食堂、宿泊室、浴室、消火設備及び非常災害発生時に対する必要設備、その他必要な設備及び備品等</u> 【生活介護】(小規模多機能型居宅介護の必要設備) 【一時預かり事業】必要な設備

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例③

訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例

例⑤ 認知省対応型通所介護(高齢者等)＋就労継続支援B型(障害者)＋放課後児童健全育成事業(児童)＋就労訓練事業(生活困窮者)

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者: 兼務可能	○ 食堂・機能訓練室と訓練作業室、相談室、非常災害に際して必要な設備: 別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、訓練・作業室、洗面所、便所、非常災害に際して必要な設備: 各サービスの利用者・従業者が利用可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員 【就労継続支援B型】<u>管理者</u>、職業指導員、サービス管理責任者 【放課後児童健全育成事業】放課後児童支援員 【就労訓練事業】(基準なし)	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【就労継続支援B型】<u>訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所、消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【放課後児童健全育成事業】<u>専用区画、軽便消火器等の消火用具、非常口</u>その他非常災害に必要な設備 【就労訓練事業】(基準なし)

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例④

泊まりのサービスを組み合わせる例

例⑥ 通所介護(高齢者等)＋生活介護(障害者)＋就労継続支援B型(障害者)＋短期入所生活介護(高齢者等)＋短期入所(障害者)＋保育所(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、空床利用型事業所として提供可能 ○ 管理者、医師、栄養士、調理員その他の従業者：兼務可能	○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、空床利用型事業所として提供可能 ○ 食堂・機能訓練室と訓練・作業室、事務室と職員室、相談室と面談室、医務室、調理室、非常災害に際して必要な設備：別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、非常災害に際して必要な設備、訓練・作業室、洗面所、洗面設備、便所、医務室、面談室、浴室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室：各サービスの利用者・従業者が利用可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】(通所介護の必要人員) 【就労継続支援B型】<u>管理者</u>、職業指導員、サービス管理責任者 【短期入所生活介護】<u>管理者</u>、<u>医師</u>、<u>栄養士</u>、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、調理員その他の従業者 【短期入所】(短期入所生活介護の必要人員) 【保育所】保育士、嘱託医、調理員	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>相談室</u>、<u>事務室</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【生活介護】(通所介護の必要設備) 【就労継続支援B型】<u>訓練・作業室</u>、<u>相談室(多目的室)</u>、<u>洗面所</u>、<u>便所</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【短期入所生活介護】<u>居室</u>、<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>医務室</u>、<u>面談室</u>、<u>介護職員室</u>、<u>看護職員室</u>、<u>浴室</u>、<u>洗面設備</u>、<u>便所</u>、<u>調理室</u>、<u>洗濯室又は洗濯場</u>、<u>汚物処理室</u>、<u>介護材料室</u> 【短期入所】(短期入所生活介護の必要設備) 【保育所】<u>乳児室</u>・<u>ほふく室</u>、<u>保育室</u>・<u>遊戯室</u>、<u>屋外遊技場</u>、<u>医務室</u>、<u>調理室</u>、<u>便所</u>、<u>軽便消火器等の消火設備</u>、<u>非常口</u>その他非常災害に必要な設備

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例⑤

例⑦ 認知症対応型共同生活介護(高齢者等)＋共同生活援助(障害者)

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者、代表者: 兼務可能	○ 居間、食堂、浴室、非常災害に際して必要な設備: 別々に設ける必要なし ○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、非常災害に際して必要な設備: 各サービスの利用者が利用可能
(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】 <u>管理者、代表者</u> 、介護従業者、計画作成担当者 【共同生活援助】 <u>管理者</u> 、サービス管理責任者、世話人、生活支援員	(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】居室、 <u>居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u> 【共同生活援助】居室、 <u>居間、食堂、便所、浴室、消火設備</u> その他の非常災害に際して必要な設備